



豊洲市場協会 ごみ処理事業の概要

2021年11月5日 東卸組合ワークショップ^o

(一社) 豊洲市場協会 専務理事 大橋 健治

1. 市場におけるごみ処理の経緯

<～昭和47年3月>

東京都中央卸売市場が市場内のごみ処理を都の負担で東京都清掃局及び東京都環境整備事業協会（現在の東京都環境公社）に委託していた。

<昭和47年4月>

東京都清掃条例施行（発生者処理責任の原則）。築地市場魚類部ごみ処理協議会が発足し、ごみ処理事業を開始した。この年にごみ処理手数料が4倍になり、上昇分（手数料全体の75%）を業界が負担することになった。

<昭和51年7月> ごみ処理協議会の業務を当協会が引き継ぐ。

<昭和61年頃～平成元年頃>

魚腸骨は業者に買い取ってもらっていたものが、ごみと同じく手数料を支払って引き取ってもらうことになるとともに、急激に引き取り先がなくなり大問題になった。東京都でも企画審議室、清掃局、下水道局、労働経済局、中央卸売市場など8局で大議論となるが対応が難しく、結局、農林水産省の補助金で処理施設ができて現在に至る。しかし、現在施設は老朽化してきている。

<平成7年4月> 買出人等発泡廃棄物委託処理制度開始。

<平成18年4月>

平成17年度の築地市場の廃棄物排出実態調査に基づき、東京都の廃棄物処理経費負担をそれまで25%であったものを平成18年度20%、平成19年度以降は15%とすることで東京都と市場協会が合意した。

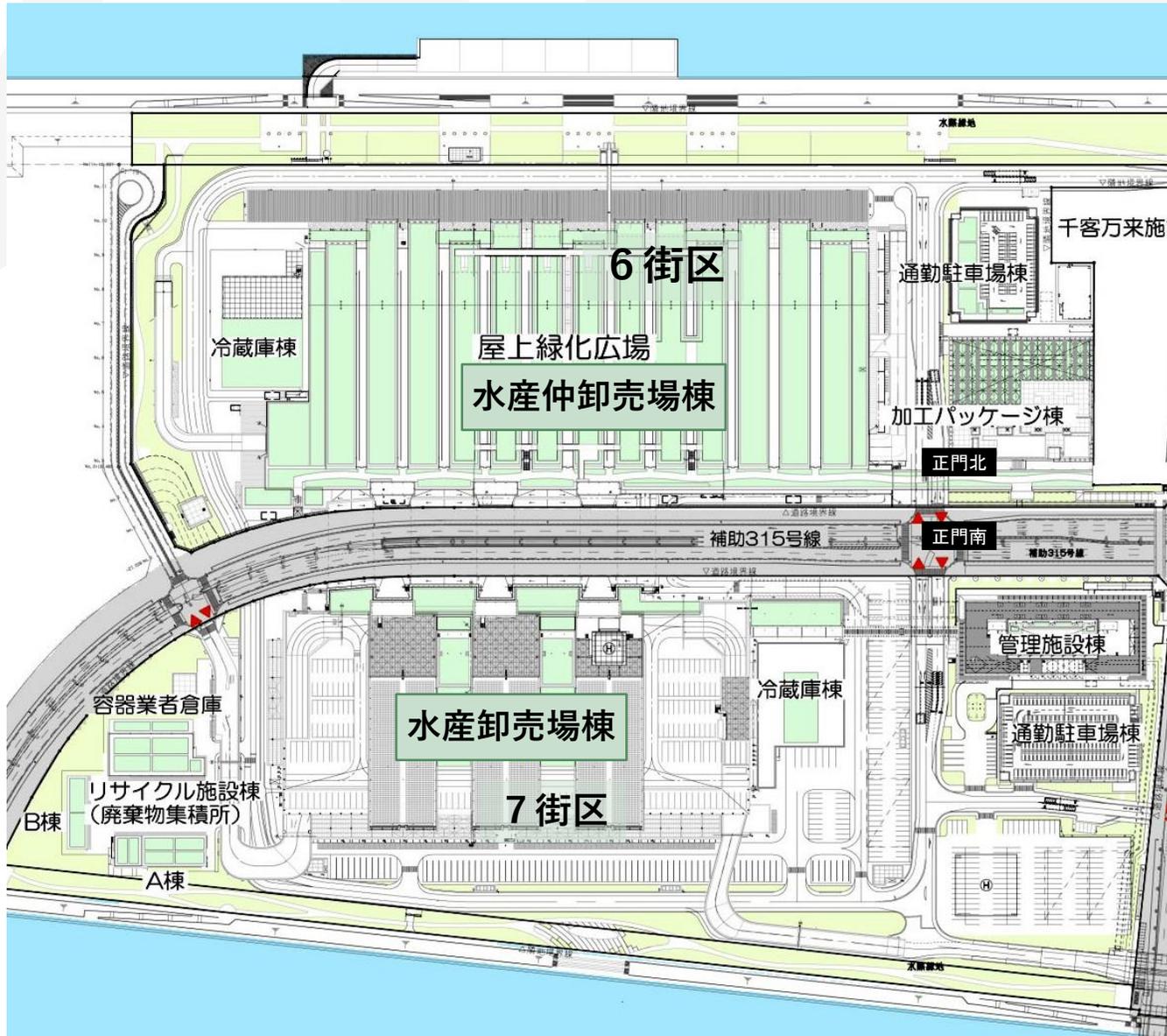
2. ごみ処理の方法

東京都が設置するごみ集積所に排出された廃棄物を市場協会が収集し、清掃工場及び廃棄物中間処理業者に運搬し、処分している。

《主な業務内容》

- ・ごみの収集・運搬
- ・集積所管理
- ・発泡廃棄物処理作業
- ・木くず破砕
- ・灰皿（14所）清掃

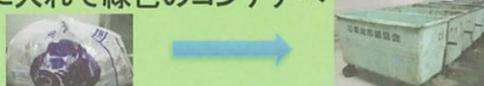
ごみ集積所の場所（水産物部・関連事業部）



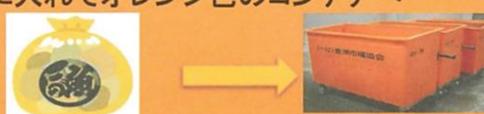
街区	階	場所	主な利用者	廃棄物の種類
6 街区	1 F	南 東	水産仲卸	可燃・不燃、段ボール ラップ・PPバンド ビン・缶・乾電池 発泡スチロール
		南 西		
		北 西		
		北 東		
	3 F	南 (飲食)	飲食業協同組合	可燃・不燃、段ボール ビン・缶・乾電池 発泡スチロール
		北 (積込場)	水産仲卸 小口買出人	可燃・不燃、段ボール ラップ・PPバンド
	4 F	南中 (物販)	商業協同組合	可燃・不燃、段ボール ビン・缶・乾電池 発泡スチロール
		南東 (積込場) 南西 (積込場) 北 (積込場)	小口買出人	可燃・不燃、段ボール ラップ・PPバンド
		車路下	発泡処理場	水産仲卸・買出人
	加工棟	1 F	水産加工業者	可燃・不燃、段ボール ラップ・PPバンド ビン・缶・乾電池 発泡スチロール
7 街区	1 F	南東 (卸売場)	水産卸	可燃・不燃、段ボール ラップ・PPバンド ビン・缶・乾電池
		北東 (卸売場)		
		北西 (卸売場)		
	3 F	東 (塩干)	輸送協力会	1F北東 (卸売場は木箱・ パレットのみ)
		西 (塩干)		
4 F	東 (転配送) 西 (転配送)	輸送協力会	可燃・不燃、段ボール ラップ・PPバンド	
7街区リサイクル棟				発泡スチロール 木材パレット
管理施設棟 1 F				可燃・不燃、段ボール ビン・缶・乾電池 発泡スチロール

ごみの分別と排出の仕方

可燃ごみ 緑色のコンテナ

<p>【種類】 生ごみ、貝殻、紙くず 木くず、繊維くず、革製品</p>	<p>袋に入れて緑色のコンテナへ</p> 
---	--

不燃ごみ(廃プラごみ) オレンジ色のコンテナ

<p>【種類】 ビニール類、カゴ、トレー 網、タル等、ゴム類 プラスチック容器</p>	<p>袋に入れてオレンジ色のコンテナへ</p> 
---	---

注：廃プラごみは、家庭で出す場合は可燃ごみですが、事業者が出す場合は不燃ごみの扱いとなります。

資源ごみ	
種類	排出の仕方
発泡スチロール	空箱の状態が集積所の表示された場所へ
ダンボール	折り畳んで集積所の表示された場所へ 
飲料用のビン 缶	種類ごとレジ袋等(指定なし)に入れて集積所の表示された場所へ 
ペットボトル	
蛍光灯・電球	集積所の表示された場所へ 
乾電池	集積所の表示された場所へ 
一斗缶	
	中身を出して集積所の表示された場所へ 

不燃ごみ(廃プラごみ以外)	
種類	排出の仕方
ガラス(飲料用以外)・陶磁器系	レジ袋等(指定なし)に入れて集積所の表示された場所へ
保冷剤	集積所の表示された場所へ 
金属くず系(包丁、手かぎ、工具、傘、ノコギリ刃等)	

粗大ゴミ 	
種類	排出の仕方
50cm × 50cm以上の物、家電品等	第3金曜日12時～14時にリサイクル棟にて受付
※粗大ゴミは有料です。品目、料金のお問い合わせは豊洲市場協会へお願い致します。	

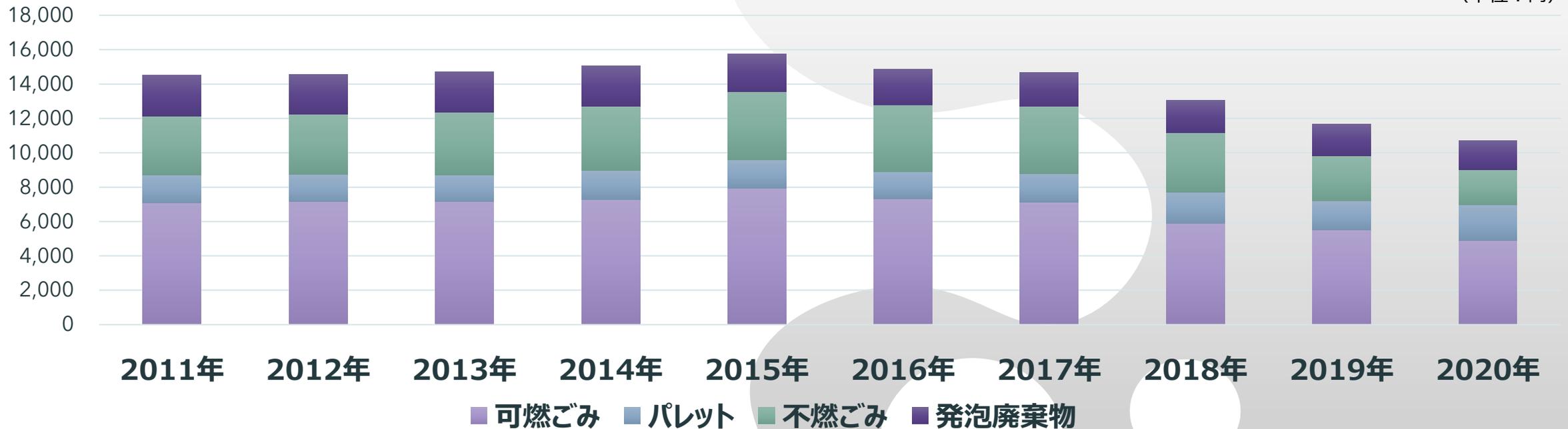
ごみ処理量の推移

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
可燃ごみ	7,071	7,156	7,139	7,287	7,937	7,306	7,133	5,890	5,511	4,875
パレット	1,653	1,574	1,570	1,665	1,644	1,591	1,653	1,825	1,694	2,080
不燃ごみ	3,400	3,533	3,664	3,775	3,973	3,906	3,908	3,470	2,610	2,049
発泡廃棄物	2,413	2,295	2,353	2,331	2,204	2,057	1,976	1,888	1,843	1,700
合計	14,537	14,557	14,726	15,058	15,759	14,861	14,670	13,073	11,658	10,705

(単位：トン)

ごみ処理経費	682,001,744	672,190,021	675,304,538	704,432,519	736,704,219	742,969,918	664,479,156	56,942,785	573,099,022	566,767,669
--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------

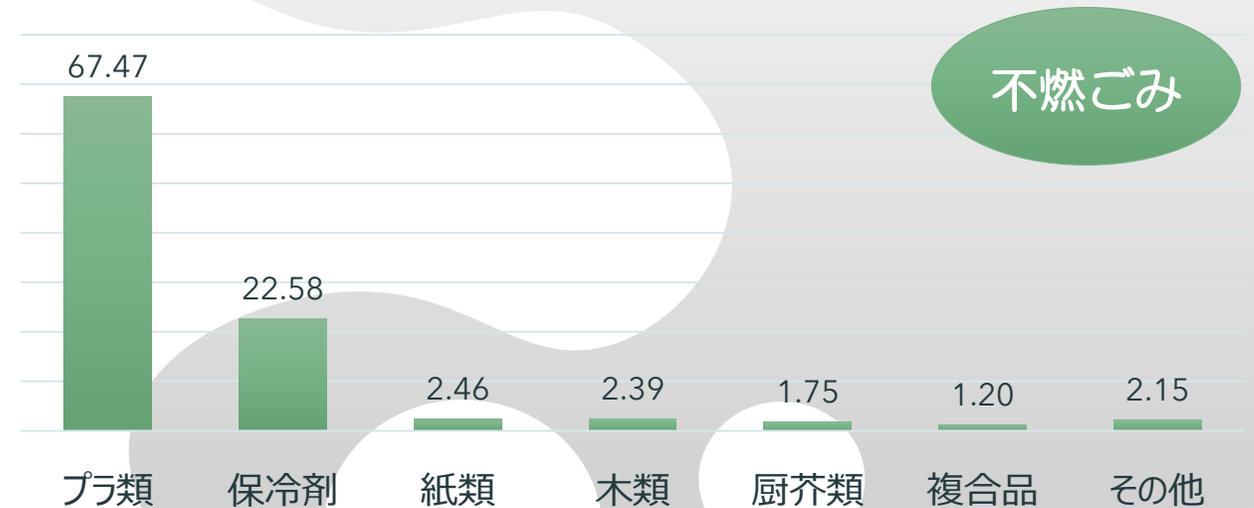
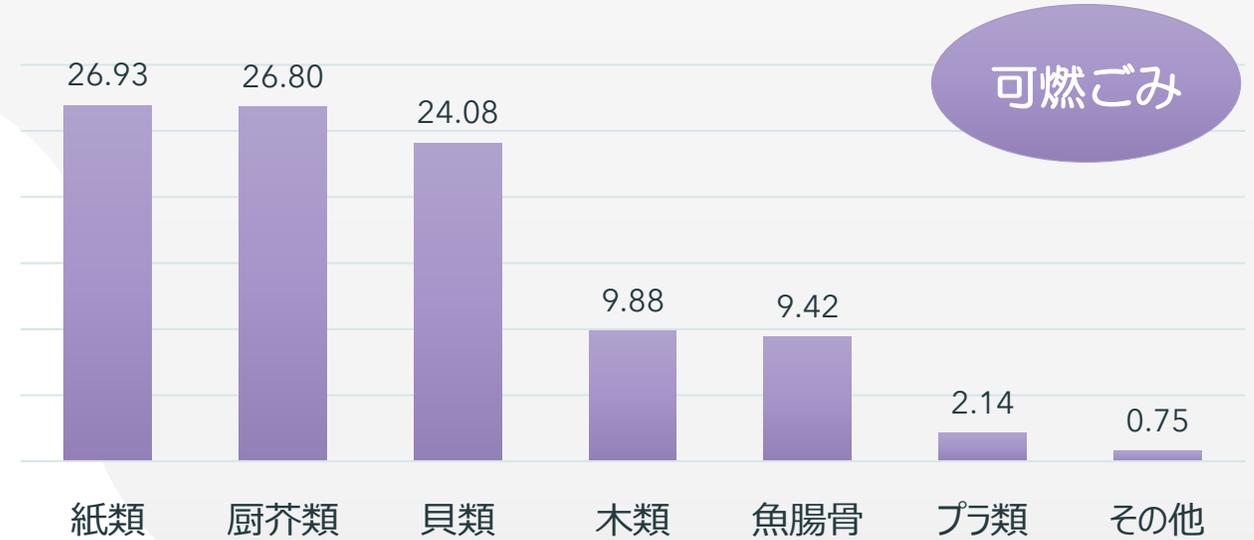
(単位：円)



廃棄されたごみの組成（平成10年調査）

可燃ごみ	割合 (%)	不燃ごみ	割合 (%)
魚腸骨	9.42	魚腸骨	0.05
厨芥類	26.80	厨芥類	1.75
貝類	24.08	貝類	0.00
紙類	26.93	紙類	2.46
木類	9.88	木類	2.39
繊維類	0.52	繊維類	0.47
プラスチック類	2.14	プラスチック類	67.47
ゴム・皮革類	0.00	ゴム・皮革類	0.63
陶器・石類	0.00	陶器・石類	0.13
ビン・ガラス類	0.02	ビン・ガラス類	0.26
金属類	0.03	金属類	0.18
乾電池	0.00	乾電池	0.00
蛍光灯・電球	0.00	蛍光灯・電球	0.03
複合品	0.01	複合品	1.20
細雑物	0.08	細雑物	0.40
保冷剤	0.09	保冷剤	22.58
合計	100.00	合計	100.00

上位6種の割合



3. ごみの処理・処分

市場内で収集したあとのごみの処理先は、次のように多岐に渡ります。

可燃物① 水産物残渣、紙くず、木くず、貝がら、段ボール
➡ 中央清掃工場で処分

可燃物② 木箱、木製廃パレット ➡ リサイクル

可燃物③ 古紙、段ボール ➡ リサイクル

不燃物① プラスチック、ポリ袋、PPバンド・ラップ
➡ 中間処理業者で処分

不燃物② プラスチック製廃パレット
➡ 単一成分 売却
複数成分 中間処理業者で処分

不燃物③ ビン ➡ 業者で処分
缶 ➡ 業者に売却

不燃物④ 蛍光灯、電球、電池
➡ 業者で処分

不燃物⑤ 廃発泡スチロール
➡ 場内でインゴットにして売却

粗大ごみ ダンベ、家電など多種類
➡ 主に産業廃棄物処理業者で処分
(家電リサイクル品は運送会社を通じて家電リサイクル工場で処分)

【魚腸骨】

当協会では扱わず、専門事業者が収集し、リサイクル事業者が資源化している。契約は各事業者。

4. 発泡廃棄物の処理

豊洲市場内の事業者が排出した発泡廃棄物は、可燃ごみなど他の廃棄物と同じように廃棄物集積所に持ち込んでもらい当協会が処理をしている。

また、豊洲市場外のごみの持ち込みは一切禁止されているので、発泡廃棄物の持ち込みも禁止している。

ただし、豊洲市場水産関係買出人に限り、その委託を受けて発泡廃棄物の処理を行っており（買出人の発泡廃棄物処理委託審査基準（東京都）及び買出人等発泡廃棄物受託処理契約準則（市場協会））、処理費用の支払いはプリペイドカードを発行して、利用の都度同カードから使用額を引き落とす方法で行っている。

5. これからの課題と対策

(1) 分別の徹底

2020年7月から不燃ごみ袋の色を別にし、分別の程度は向上してきているものの、今後、廃プラスチック系不燃物は処分先から受け入れ拒否なども考えられるので、分別の一層の徹底を図っていく必要がある。

(2) リサイクルの推進

現状でリサイクルできるものはほとんどしているが、PPバンド、ラップはできていない。原因はこれらが汚れていること。これらをリサイクルするには汚れを取る洗浄などを実施しないと進まない。

(3) 不法投棄の防止

移転当初、廃棄物を廃棄物集積所に不法投棄する者があったが、東京都の追跡で不法投棄者を特定して処分した。また、発泡廃棄物をリサイクル棟に不法投棄する者が多くあったが、市場協会がリサイクル棟に監視カメラを設置して不法投棄者を突き止め、プリペイドカードにより費用を負担させている。また、不法投棄をなくすため、袋に排出事業者の名前を記入してもらうようお願いしているが、徹底されていない。

5. これからの課題と対策

(4) パレットの削減

何回も使用できるパレットの作成者はパレットを他者に使われないように管理したいが、そうした管理は実際上困難で、管理できているところはほぼないのではないかと思われる。一方、パレットを使用している者は、パレットの作成者の外に、他者が作成したものを作成者に無断で利用している者がいる。これらのパレット使用者は、パレットが使用に耐えないと判断すると、物流のどこかで廃棄しているのが現状だと思われる。本来はパレット使用者が排出者責任を負い、処分すべきであるが、これまではそうした対応はしていない。

(5) 発泡廃棄物のインゴットの質の向上

現在の発泡廃棄物のインゴットは、発泡スチロールの箱に貼付された紙やプラスチックのラベル、ごみ、塩分、油などが混入し、また発泡スチロールの箱の色も白、黄色、ブルーと混じっていて、製品としての質が悪い。そのため、売却先は、東南アジアの限られた国になり売却価格が安い。

これを改善するには、紙やプラスチックのラベルを剥がし、かつ洗浄して出してもらい、その上で発泡スチロールの箱の色別に分別排出してもらうことが必要になる。そうすれば、再び発泡スチロールの原料として国内に受け入れ先が確保できると思われる。

近い将来、廃プラスチックの受け入れ先が制限されることが予想され、今の製品としての質では、売却ができなくなる恐れがある。

(6) 魚腸骨について

魚腸骨は事業系廃棄物であり、本来事業者自らが処分すべきものなので、東京二十三区清掃一部事務組合では引き受けてくれない。現在、魚腸骨の処理はリサイクル事業者が行っているが、首都圏で唯一の処理事業者とあってよく、かつ昭和の終り頃の騒動時にできた数十億円かかる設備も三十数年たって古くなってきているので、今後留意していく必要がある。

ご清聴ありがとうございました。



一般社団法人 豊洲市場協会